

食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を改正する告示案等についての意見・情報の募集結果について

平成26年3月31日
農 林 水 産 省
環 境 省

食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を改正する告示案等について、平成26年2月14日から3月15日までの間、農林水産省・環境省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民等から意見・情報を募集しました。

その結果、募集期間において、4件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本件については、公表した案に基づき、食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を改正する告示等を定めることとしました。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環
資源課食品産業環境対策室

担当：食品リサイクル班 大島、村中

代表：03-3502-8111（内線 4319）

直通：03-6744-2066

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
部企画課リサイクル推進室

担当：前田、豊島

代表：03-3581-3351（内線 6854）

直通：03-5501-3153

食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を改正する告示案等についての意見・情報の募集の結果について

パブリックコメントにおけるご意見及びそれに対する考え方

| No | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>廃棄処分が多いのは問題だとして「もったいない精神」などという精神論で廃棄の目標値等を制定するなどとは茶番以外の何物でもない。食品廃棄物等の目標値を設定して減るはずがない。消費期限表示を廃止する以外に無い。</p> | <p>食品廃棄物等の発生抑制は、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成のために、特に優先的に取り組む必要がある取組です。</p> <p>今回の発生抑制の目標値の設定は、発生抑制の一層の推進を図るために、食品関連事業者に対して発生抑制に向けた取組を促すため、必要な措置と考えます。</p> <p>また、賞味期限、消費期限は、食品衛生法に基づき、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から設定することが必要とされています。</p> <p>食品ロスの発生抑制の観点からは、賞味期限・消費期限に関する適切な表示や、消費者の正しい理解が重要であり、農林水産省及び環境省としましては、関係省庁と連携し、引き続き、賞味期限・消費期限の正しい理解等普及啓発に努めてまいりたいと考えています。</p> |
| 2 | <p>平成24年4月からスタートした食品廃棄物等の発生抑制目標値の設定を受けて、製パン業界では環境への配慮と共に経営的観点からも、無駄の排除やコスト管理による削減への取り組みを実施してきており、今後も継続して一層の努力を重ねていく所存です。</p> <p>一方、パン製造業の目標値の対象には、食パンや調理パンの製造により副次的に発生するパンの耳も含まれていますが、そのほとんどは</p> | <p>食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定について御理解と御協力誠にありがとうございます。</p> <p>食品リサイクル法は、食品に係る廃棄物の排出の抑制及び食品に係る資源の有効な利用の確保を目的に制定されています。</p> <p>このことから、有価で取引される副産物についても食品廃棄物等として法律上位置づけ、食品としての有効な利用の確保を最大限図り、その上で排出さ</p> |

| No | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| | <p>有価で販売されております。食品の製造に伴い必然的に発生し、かつほとんどが有価で有効利用されているパンの耳については、本来「食品廃棄物等」に含まれるべきではないと考えられますので、定義の見直し検討をお願い致します。</p> <p>また、現在、食品ロス削減のための商習慣ワーキングチームでは、主として流通菓子や飲料といった賞味期限の製品を対象に、納品期限の緩和による食品廃棄物削減の実証試験が行われていますが、パンを含めた日配品では、リードタイムが短いため、予測による過剰生産ロスが食品廃棄物発生の大きな要因の一つとなっております。この課題への対応には流通チェーンからのリードタイムの見直しが必要であるため、製パン事業者のみならずフードチェーン全体、特に要である流通事業者を中心とした取組みが必要となります。つきましては、行政による強いリーダーシップの下、日配品においても実効性のある取組みが進められますよう、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。</p> | <p>れたものについては再生利用等の取組を求めているところであり、有価で取引がなされているからといって、食品リサイクル法に規定する「食品廃棄物等」の定義から除外することは適切ではないと考えています。</p> <p>また、具体的な対策として、パンの耳についても、製品の歩留まりを向上させること、パンの耳を製品化すること等により、食品としての有効な利用の確保が可能と考えられます。</p> <p>御協力のほどよろしく申し上げます。</p> <p>先日公表されました平成 25 年度食品ロス削減のための商慣習検討WTとりまとめに記されたとおり、平成 26 年度には日配品のロス削減に向けた具体的取組を検討することとされております。</p> <p>農林水産省及び環境省としましても関係省庁と連携し、食品ロス削減に向けて商慣習検討WTの取組をはじめ、食品ロス削減に向けた取り組みを進めてまいります。</p> |
| 3 | <p>公平感を持って食品廃棄物発生抑制に取り組めるよう、今回目標の設定が見送られた業種についても早期にデータを整え目標の設定を行うことを要望します。</p> | <p>平成 26 年 2 月 13 日に開催されました食品リサイクル合同会合において、今回目標値を設定しなかった業種については、引き続き、自主的な努力により発生抑制に努め、データが整うことにより、目標値の設定が可能な業種については、目標値を設定すべきと整理されました。ご指摘のとおり、今後もデータを収集し、目標値の設定を検討してまいりたいと考えています。</p> |
| 4 | <p>表における「発生抑制の目標値」において明確に不可食分量として区分できる量は控除を認める。</p> <p>【理由】</p> | <p>現行の定期報告制度では、業種ごとの可食部と不可食部の発生量の把握を求めていることから、目標値の達成状況について不可食部の量を控除して把握することは困難と考えています。</p> |

| No | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| | <p>牛乳・乳製品製造業で製造されるのは多くが、「白物」と呼ばれる乳成分を主とした不可食分を含まない食品ですが、中には乳にコーヒーや紅茶を加えた、いわゆる「色物乳飲料」と呼ばれるものがあり、これらの製造においては抽出かす等が発生します。</p> <p>「清涼飲料製造業」においてはそのような事情を考慮し、残さが出るものと出ないもので業種を分けており、また、一部の業種においては不可食の食品廃棄物が発生することを理由に目標設定が見送られるなど不可食分の発生抑制の難しさについては今回の案においても一定の配慮がなされたと考えられますが、牛乳・乳製品製造業について今回示された目標値は不可食分についての配慮がなく、色物乳製品の比率が高い製造業者にとっては著しく不平等であると考えられます。</p> <p>牛乳の消費は年々減少傾向であり、色物乳飲料等の開発による乳の消費拡大が今後の酪農振興にも繋がるものと考えておりますが、これら不可食分の発生量に制限が加わることにより、これらの商品特性が制限されるものになってしまうことを懸念いたします。</p> <p>従って、製造段階で必然的に発生する不可食の食品廃棄物について、その不可食分の発生量が可食の食品廃棄物と明確に区分される場合、不可食分を全食品廃棄物量から控除することを認めていただきたいと考えます。</p> | <p>しかしながら、食品ロス削減の観点からは、如何に可食部が廃棄物となることを抑制するかが重要と考えますので、可食部・不可食部の量的把握が不十分なために目標値の設定が困難な業種の取扱いも含めて、今後検討してまいりたいと考えています。</p> |